

## 重要事項説明書

### 1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 二丈福祉会
- (2) 所在地 福岡県糸島市二丈深江2291番地1
- (3) 電話番号 (092-325-2310)
- (4) 代表者氏名 理事長 小川 宏恵
- (5) 設立年月日 平成 1年 10月 13日

### 2. 事業所の概要

|            |   |
|------------|---|
| 事業所の種類     | 指定居宅介護支援事業  |
| 事業所名       | 仙寿苑ケアプランセンター  |
| 所在地        | 福岡県糸島市二丈深江2291番地1   |
| 管理者氏名      | 中西 麻弓   |
| 事業所番号      | 福岡県指定 4077100016  |
| 連絡先        | 092-325-3379  |
| 通常サービス提供地域 | 旧二丈町のみ  |
| 開設年月日      | 平成11年 8月 1日   |
| 目的         | 介護保険法令に従い、ご利用者が要介護状態になった場合においても、その有する能力に可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮した援助を行います。 |

### 仙寿苑ケアプランセンターの運営方針

- (1) 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。
- (2) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護保険サービス、保健医療サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供されるサービスが特定の種類、又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- (4) ケアプランセンターの事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、及び関係機関との連携に努めます。

### 3. 営業日及び営業時間

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 営業日  | 毎週日曜日・1月1日～3日を除いた日    |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分までとする |

### 4. 業者の職員体制等

#### 【職務内容】

| 職種      | 常勤  | 指定基準 | 職務内容                             |
|---------|---|------|----------------------------------|
| 管理者     | 1名  | 1名   | 業務運営の統括                          |
| 介護支援専門員 | 2名(利用者数に応じて増員とする)<br>※1名につき35名の利用者数を上限とする | 2名   | 居宅介護サービス計画作成<br>利用者・ご家族からの相談受付など |

## 【勤務体制】

| 職 種     | 勤 務 時 間    |
|---------|------------|
| 管理者     | 8:30～17:30 |
| 介護支援専門員 | 8:30～17:30 |

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

#### (1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条・第8条参照）

<サービスの内容>

##### ① 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の流れ>

①事業者は、介護支援専門員(ケアマネージャー)に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者又はそのご家族等に対して提供し、ご利用者にサービスの選択をしていただきます。

③介護支援専門員(ケアマネージャー)は、ご利用者やそのご家族の置かれた状況を考慮して、ご利用者に提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員(ケアマネージャー)は、③で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等についてご利用者やそのご家族等に対して説明し、ご利用者の同意を得たうえで決定するものとします。

- ② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与ご利用者及びそのご家族等、サービス事業者等との連絡を継続して行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。
  - ・ ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定等に必要な援助を行います。

#### <サービス利用料金>

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。
- 但し、ご利用者の介護保険料の滞納などにより、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払ください。

| 要介護度     | 金額(1ヶ月) |
|----------|---------|
| 要介護1・2   | 1,042単位 |
| 要介護3・4・5 | 1,353単位 |

- (2) 交通費(契約書第8条参照)

介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。支払いが必要な場合には事前に説明し承諾をいただきます。

- (3) 利用料金のお支払い方法

翌月の10日に請求致しますので、月末に窓口にてお支払いください。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものいたします。

#### ② 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

電 話 092-325-2310

FAX 092-325-3062

(苦情解決責任者) 氏名: 迎 和子  
職名: 特別養護老人ホーム 仙寿苑 施設長

(苦情受付担当者) 氏名: 中西麻弓  
職名: 仙寿苑ケアプランセンター 管理者

氏名: 和田 和子  
職名: 介護支援専門員

(2) 行政機関その他苦情受付機関

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 糸島市役所 介護保険係                 | 所在地 糸島市前原西一丁目1-1<br>電話番号 092-323-1111 FAX 321-1139       |
| 福岡市役所 介護保険課                 | 所在地 福岡市中央区天神1-8-1<br>電話番号 092-712-4228 FAX 762-3328      |
| 国民健康保険団体連合会                 | 所在地 福岡市博多区吉塚13番47号<br>電話番号 092-642-7859 FAX 642-7857     |
| 福岡県運営適正化委員会<br>(福岡県社会福祉協議会) | 所在地 福岡県春日市原町3丁目1-7<br>電話番号 092-915-3511 FAX 584-3354     |
| 唐津市市役所 介護保険課                | 所在地 佐賀県唐津市西城内1丁目1-1<br>電話番号 0955-72-9150 FAX0955-72-9180 |

### (3) 第三者委員

| 氏名     | 電話番号         | 住所           |
|--------|--------------|--------------|
| 吉村 シゲ子 | 092-326-5359 | 糸島市二丈福井5988  |
| 谷口 範子  | 092-325-0376 | 糸島市二丈深江530-2 |

### 8. 緊急時の対応について

- (1) ご利用者の病状急変の事実を発見、又は連絡を受けた場合は、主治医やご家族等への連絡を行うとともに、その状況に応じ医療機関などへ対処します。
- (2) ご利用者の自宅での火災やその他風水害、地震などの災害が発見した場合は、消防署・市町村などの関係機関への連絡を行い、非難・誘導の援助を行います。その後、ご家族・ご利用者の状況を確認し、必要に応じて相談受付・関係機関への連絡などの必要な援助を行います。

### 9. 事故発生時の対応について

ご利用者の皆様が、居宅における生活が安心してできるよう、居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに医療機関等への必要な対処を行うとともに、ご利用者のご家族や市町村への連絡・説明を行います。

また、事故に関して社会福祉法人二丈福祉会が法律上の賠償責任を負った場合において、加入保険の補償限度内での事故賠償を行います。

「事故対策委員会」を法人内に設け、事故の再発防止に努めます。

### 10. 当法人の併設事業所

| 事業所名                                       | 定員  | 指定年月日                          | 事業所番号                 |
|--|-----|--------------------------------|-----------------------|
| 指定介護老人福祉施設<br>特別養護老人ホーム仙寿苑                 | 50  | 平成11年10月13日                    | 福岡県 4077100040        |
| 指定短期入所生活介護<br>指定予防短期入所生活介護<br>特別養護老人ホーム仙寿苑 | 4   | 平成11年12月 1日<br>平成18年 4月 1日(予防) | 福岡県 4077100040        |
| 指定通所介護<br>指定予防通所介護<br>仙寿苑デイサービスセンター        | 35  | 平成11年12月 1日<br>平成18年 4月 1日(予防) | 福岡県 4077100032        |
| 障害福祉短期入所                                   | (4) | 平成15年 4月 1日                    | 福岡県<br>40000100367137 |
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護<br>特別養護老人ホームはまぼう  | 29  | 平成26年 1月 1日                    | 福岡県 4093500116        |

【 説明確認欄 】

平成 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

居宅介護支援事業者 事業者住所 福岡県糸島市二丈深江2291-1  
事業者名 社会福祉法人 二丈福祉会

事業所名 仙寿苑ケアプランセンター

説明者 介護支援専門員

印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

(続柄: )

《重要事項説明付属文書》

1. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望される場合、その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

## 2. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生については、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合には事業者の損害責任を減じる場合があります。(詳しくは別紙を用意しています)

## 3. サービスをやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のことがない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者がお亡くなりになった場合。
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が『自立』『要支援1・要支援2』と認定された場合。
- ③ ご利用者が介護保険施設に入所された場合。
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照ください)



**(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出**

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が、正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

**(2) 事業者からの契約解除の申し出**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合